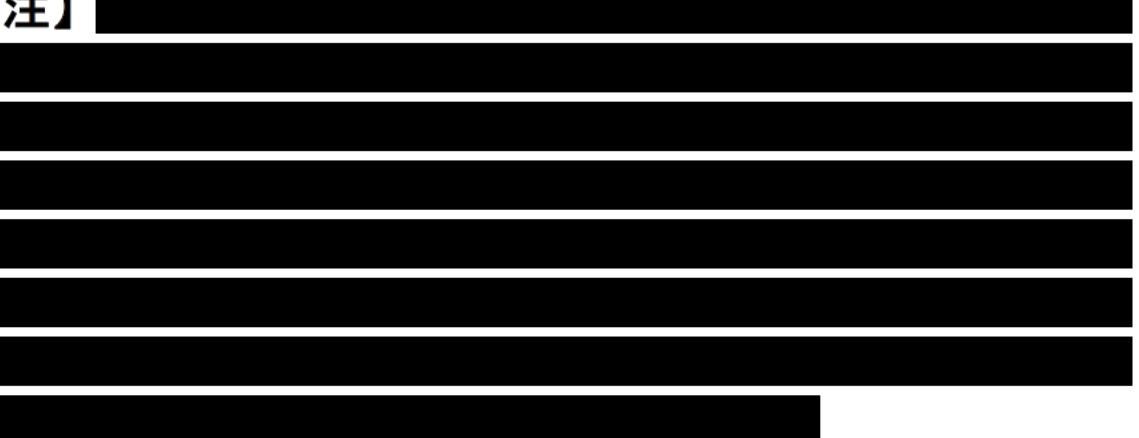


(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 井上 哲士 君

問1（対大臣）第3条において、業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合に明示しなければならない事項が規定されている。しかし、契約時に取引条件を明示する義務については規定されていない。この点に関して、令和5年4月25日の内閣委員会質疑において、日本弁護士連合会の参考人より、実効性の確保の点から不十分である旨の発言と実例の紹介があった。現在の本法案第3条の規定では、このようなフリーランスの利益が損なわれている問題を解消できないのではないか。

【注】



1. 本法案第3条の「業務委託をした場合」とは、発注事業者とフリーランスとの間で、業務委託についての合意、すなわち、業務委託契約が成立していることが前提。



2. そのうえで、取引条件の明示義務は、業務委託に関する合意が口頭で行われるケースがあることも踏まえ、
- ・ 業務委託契約の内容を明確にさせて後々のトラブルを未然に防止し、
 - ・ また、取引上のトラブルが生じたとしても業務委託契約の内容についての証拠として活用できるようにするもの
- これにより、フリーランスの取引適正化は十分に図られるものと考えている。

3. また、事業者取引における契約自由の原則の観点から、事業者取引に対する行政の介入は最小限にとどめるべきであることにも留意が必要。

4. 第3条の明示義務に加えて、業務委託契約時の取引条件の明示を義務付けた場合、
- ・ 業務委託契約直後の書面等の交付のみを義務付ける下請代金法と取扱いが異なることとなり、発注事業者において実務上の混乱が生じるとともに、
 - ・ 極めて近接した2つの時点での条件明示を義務付けることになり、フリーランスへの「発注控え」につながるおそれもある。
5. このような点を踏まえ、本法案においては、業務委託契約に至るまでの間の条件明示は盛り込まないとしたものであり、まずは、業務委託契約直後の書面等による取引条件の明示の遵守・定着を図ってまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

更問 1. 第3条第1項、「業務委託をした場合」とは、取引の流れにおいてどの瞬間を指しているのか。

【注】

1. 本法案において、「業務委託をした場合」とは、発注事業者とフリーランスとの間に、提供すべき役務などの具体的な内容や仕様などの指定を伴う個別具体的な業務委託に係る契約関係が存在する時点、すなわち、業務の具体的な内容や、仕様などの指定を伴う業務委託契約が締結された時点をいうものと考えている。

更問2．第3条第1項、「業務委託をした場合」とは、前提として、特定受託事業者が当該業務を引き受けることが確認されたことまでを含めているのか。

1．（先ほど申し上げたとおり、）「業務委託をした場合」とは、発注事業者とフリーランスとの間で、業務委託契約が成立していることが前提となることから、フリーランスが当該業務を引き受けることを合意していることが前提となると考えている。

更問3. 第3条の趣旨として、契約時においても、給付の内容、報酬の額、支払い期日等を明示すべきという趣旨が含まれているのか。

1. 第3条の取引条件の明示が行われるのは、発注事業者とフリーランスとの間で、業務委託についての合意、すなわち、業務委託契約が成立していることを前提としている。
2. そして、発注事業者とフリーランスとの間で、業務委託についての合意が成立するためには、取引条件についての交渉プロセスにおいて、一方から取引条件について何らかの形で提示があり、相手方がそれを確認すると考えられる。
3. そのため、第3条は、発注事業者に対して、業務委託契約に至るまでの間に取引条件を書面等で明示することを義務付けるものではないが、発注事業者が第3条の義務を履行するためには、フリーランスに対し、給付の内容、報酬の額、支払期日といった取引条件を提示し、フリーランスとの合意に向けたやり取りを真摯に行っていただく必要があるものと考えている。

(参考1) 労働法制における条件明示

- 労働法制では、労働契約を締結するに当たって、
① 募集の時点で、募集条件の明示すること（職業安定法第5条の4）
② 募集に応じて労働者になろうとする者に対し、労働条件を明示すること（職業安定法第5条の3）
③ 労働契約の締結に際して、労働条件を明示すること（労働基準法第15条）
の3つの段階を経て、労働者の保護を図っているものと承知している。
 - 他方、取引法制に属する本法案や下請代金法は、発注事業者とフリーランスとの間の「業務委託契約」で定められた取引条件について、書面の交付又は電磁的方法により、発注事業者が明らかにすることを求めるものである。

○職業安定法

（労働条件等の明示）

第五条の三 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

(求人等に関する情報の的確な表示)

第五条の四 労働者の募集を行う者は、労働者の募集に関する情報 を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

2 労働者の募集を行う者・・・は、この法律に基づく業務について広告等により労働者の募集に関する情報・・・を提供するときは、正確かつ最新の内容に保たなければならぬ。

○勞動基準法

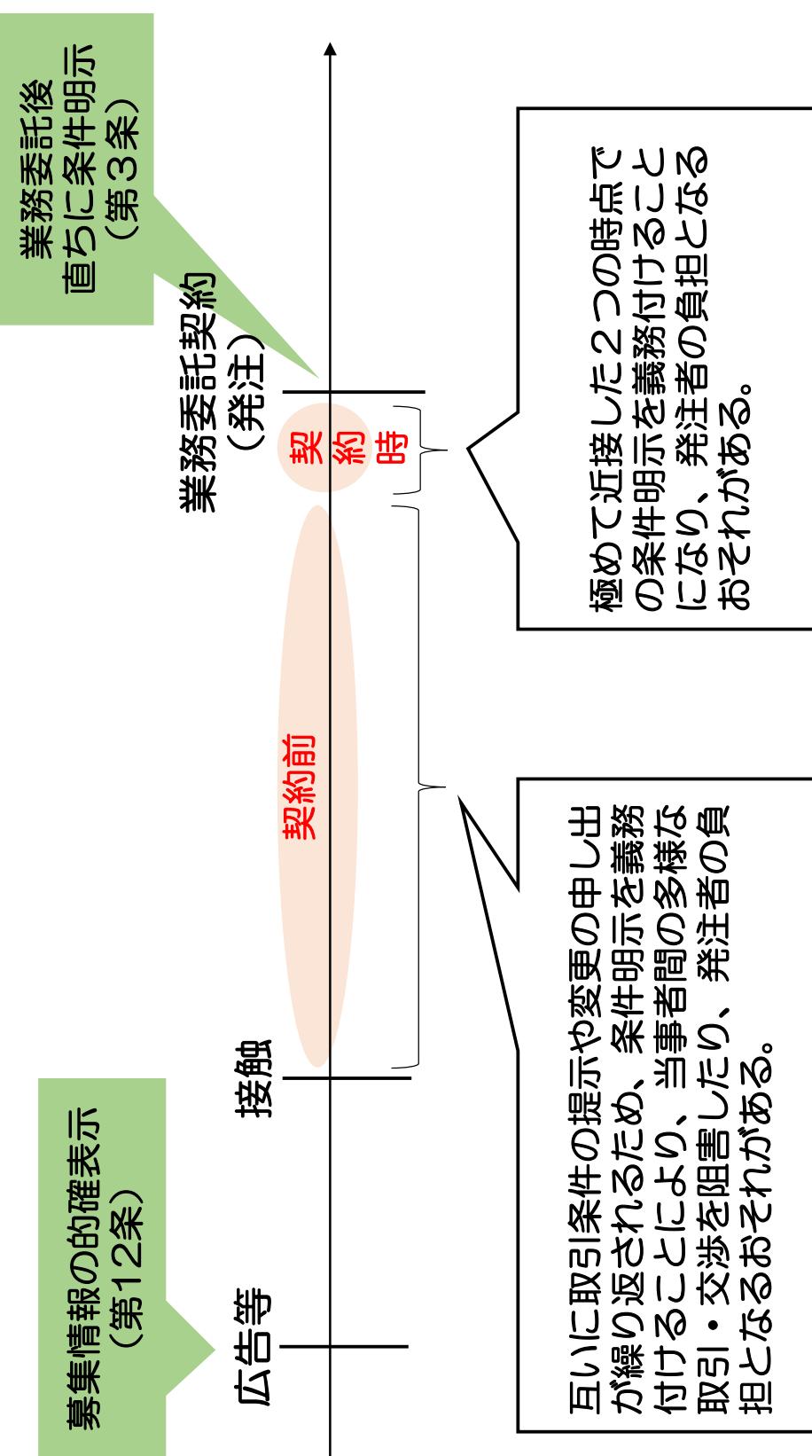
労働基準法 (労働条件の明示)

（労働条件の明示）

第十五条 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

業務委託前の取引条件の明示義務について

（参考2）業務委託前の取引条件の明示義務について



(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 井上 哲士 君

問2(対大臣) 本法案について、契約時に取引条件を明示する義務に関する規定が設けられずに成立した場合には、政府としては、契約書の締結又は契約の際に取引条件を明示することは望ましいことではない、又は推奨もしないという対応をするのか。

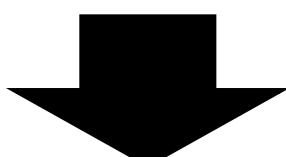
【注1】

[REDACTED]

【注2】

[REDACTED]

1. 本法案第3条の「業務委託をした場合」とは、発注事業者とフリーランスとの間で、業務委託についての合意、すなわち、業務委託契約が成立していることが前提。
2. そのうえで、取引条件の明示義務は、業務委託に関する合意が口頭で行われるケースがあることも踏まえ、
 - ・ 業務委託契約の内容を明確にさせて後々のトラブルを未然に防止し、



- ・ また、取引上のトラブルが生じたとしても業務委託契約の内容についての証拠として活用できるようすること
- により、フリーランスに係る取引の適正化を図るもの。

3. 本法案では「契約書を作成する義務」までは課していないが、一般論としては、当事者間の合意内容が十分に共有・明確化されることは望ましいと考えており、書面等での契約を交わすこともその一つの手段であると考えている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 井上 哲士 君

問3(対大臣). 多種多様で個別に特徴のあるフリーランスの取引を公正なものにするため、それぞれの業種に関わる当事者や団体も参画し、各業種を所管する省庁と一体となって業種ごとの標準契約書を作り、研修等を通じてその活用を推奨することが必要だと考えるがどうか。

【注】

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

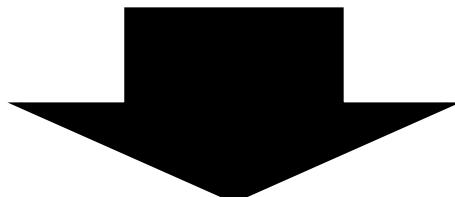
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1. フリーランスの取引については、令和3年に作成・公表した「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」において、問題が生じやすい事項の未然防止を目的として、業種横断的な契約書のひな型例を提示している。

2. また、文化庁の「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」においては、それまで文化芸術分野において契約の書面化が進んでこなかったこと等を背景として、スタッフ業務や実演家の出演に関する契約書のひな型例が提示されているものと承知している。



3. 業界・業種ごとの標準契約書の作成・普及に関しては、まずは、本法案が成立した場合に、その施行の状況等を分析し、関係団体等の意見も聴きながら業種別の課題等の把握に努めることとしたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局
フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 渡辺 正道
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考1) 「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」に基づく契約書のひな形例

＜別添＞本ガイドラインに基づく契約書のひな型例について

契約書

甲及び乙は、甲が乙に対し、以下の業務を依頼するにあたり、次のとおり契約を締結する。

1. 発注内容 ※1

(1) XXXXX

※2 知的財産権が発注内容に含まれる場合

(2) 規格・仕様

※3

別に資料あり ()

(3) 納入方法・納入場所 ※4

()

2. 納期等

(1) 納期 XX年XX月XX日 ※5

(2) 検査完了日 XX年XX月XX日

3. 報酬の額

・金〇〇〇円 (消費税等別) ※6

※ 諸経費は、甲の負担とする。

※ 中途で終了した場合でも、実施割合・機能に相当する報酬を支払う。

4. 支払期日 ※7

一括払い

本業務の遂行が完了した月の翌月末日 / XX年XX月XX日

分割払い

① 対価の ____ % 契約締結日の属する月の翌月末日 / XX年XX月XX日

② 対価の ____ % XX年XX月XX日

③ 残額 本業務の遂行が完了した月の翌月末日 / XX年XX月XX日

5. 支払方法

乙が指定する金融機関口座に振り込み支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

6. その他特記事項

XXXX年XX月XX日

甲 東京都千代田区XXX1-2-3

○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

乙 東京都千代田区XXX4-5-6

△△ △△

契約書（サンプル）

甲及び乙は、甲が乙に対し、以下の業務を依頼するにあたり、次のとおり契約を締結する。

1. 発注内容

(1) ~~・雑誌「YYYY」に掲載する ***に関するコラムのための原稿の執筆~~

(2) ~~規格・仕様~~

~~掲載媒体：雑誌「YYYY」~~

~~分量：3,000字以上5,000字以内~~

~~タイトル：15字以内~~

~~修正指示：2回まで（1回あたり金1,000円（消費税等除く））~~

別に資料あり（「執筆要項」（2020年6月改定版のもの））

(3) ~~納入方法~~

~~納品形式：.wordファイル形式~~

~~納品方法：甲が指定する電子メールアドレスに添付し送信する方法による~~

2. 納期等

(1) ~~納期 2021年2月28日~~

~~（第1回〆切：2020年12月31日、第2回〆切：2021年1月31日）~~

(2) ~~検査完了日 2021年3月15日~~

3. 報酬の額

~~・金 50,000円（消費税等別）~~

~~・著作権を甲に譲渡する場合は、著作権に関する対価として、別途金15,000円~~

~~※ 諸経費は、甲の負担とする。~~

~~※ 中途で終了した場合でも、実施割合機能に相当する報酬を支払う。~~

4. 支払期日

~~一括払い~~

~~本業務の遂行が完了した月の翌月末日／＼ 2021年3月31日~~

~~分割払い~~

~~① 対価の__% 契約締結日の属する月の翌月末日／＼ XX年XX月XX日~~

~~② 対価の__% XX年XX月XX日~~

~~③ 残額 本業務の遂行が完了した月の翌月末日／＼ XX年XX月XX日~~

5. 支払方法

乙が指定する金融機関口座に振り込み支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

6. その他特記事項

2020年12月1日

甲 東京都千代田区XXX1-2-3
○○出版株式会社
代表取締役 ○○ ○○

乙 東京都千代田区XXX4-5-6
△△ △△

※1 発注の内容・規格について

- ・委託された業務の内容は様々。
- ・発注の内容には、注文品や作業の内容が十分理解できるよう、できる限り具体的に記載する。以下一例として挙げる。

例1：製造加工

(1) PS-1の製作

(2) 規格・仕様

型式：PS-1

数量：1

製品番号：570863-2

別に資料あり（図面番号 IE-PS-122102、検査事項表）

(3) 納入方法

(○○○株式会社 東京営業所(東京都XXXXXX-2-3) 3号舎)

例2：原稿作成

(1) 発注内容

- ・甲が運営するWEBメディアXXに掲載する○○に関する原稿の作成
- ・前号に伴う取材、写真撮影、画像データの提供、その他付帯する業務

(2) 規格・仕様

使用媒体：WEBメディアXX

分量：・キャッチコピー 1本 (XX字以内)

・小見出し2本 (各XX字以内)

・本文 (3,000字以上5,000字以内)

納品形式：.wordファイル形式

納品方法：甲が指定する電子メールアドレスに添付する方法による

修正指示：○回まで (1回あたり金○○円 (消費税等除く))

例3：イラストの作成

(1) 発注内容

- ・甲が提供するXXソーシャルゲームに利用するイラストの作成

(2) 規格・仕様

使用媒体：XXXのポスター (○○枚掲出)、WEBサイト「XXX」への掲載

数量：

納品形式：.psdファイル形式 (○○dpi)

ラフスケッチ(下書き)提出後のリティク：○回まで (1回あたり金○○円 (消費税等除く))

(3) 納品方法

ラフスケッチを確認の上、本制作に取り掛かる。納品は、本目的物のデータが記録されたCD-ROMを郵送する方法による

例4：カメラ撮影

(1) 発注内容

甲が発行する雑誌 ZZZ の表紙に掲載する写真の撮影

(2) 規格・仕様

使用媒体：ZZZ パンフレットの表紙として掲載（○部発行）

数量：枚

納品方法：ネガフィルムを持参する方法による

レタッチ（有り・無し）

例5：コンサルタント

(1) 発注内容

XXX に関する助言・指導

(2) 規格・仕様

・電子メール又は電話による XXX に関する指導・助言（月○時間まで）

（上記時間を超える場合は、1時間あたり XXX 円（端数切り上げ。消費税等除く））

・XXX に関する知識・技術・ノウハウの提供のための研修の実施（月○回）

（上記回数を超える場合は、1回あたり XXX 円（消費税等除く））

例6：絵コンテ・レイアウト・原画・動画等

作品名・話数	第 話		
発注日	年 月 日		
作品仕様	媒体：テレビ放送・ビデオグラム・劇場上映・配信 画質：S D・H D・4 K その他の品質（ ）		
委託業務	絵コンテ・レイアウト・原画・動画・背景制作 その他（ ）		
業務内容・仕様	※作業等の内容が十分に理解できるように記入		
提供材料		提供日	年 月 日
受領（納品）予定日	年 月 日	受領（納品）場所	発注者の住所・その他（ ）
検査完了予定日	年 月 受領（納品日）より●日以内	検査方法	※検査の基準・方法、今朝者を記入

※この発注書に記載されていない項目は、●年●月●日までに、（書類名）を補助書面として発行し、通知します。

単価	・ 円（消費税等別） ・別紙単価表（ 年 月 日発行）による		
発注数量	（ エピソード・カット・秒・枚・時間／人）	支払い予定金額・算出方法	円（消費税等除く） ●●×●●
支払期日	日締め い	日払	支払い方法 現金・手形・（その他）

※2 発注内容に知的財産権が含まれる場合

- ・知的財産権が発注内容に含まれ、これを譲渡し又は許諾する場合には、譲渡する権利の範囲、許諾する範囲を記載する必要がある。

例1 譲渡する場合

- ① 著作者人格権の不行使は合意していない場合
「発注の作成過程において発生する XXX に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利も含む。）については、発注内容に含み、貴社に譲渡します。」
- ② 著作者人格権の不行使を合意している場合
「発注の作成過程において発生する XXX に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利も含む。）については、発注内容に含み、貴社に譲渡します。また、XXX に関して、著作者人格権を貴社に対して行使しないものとします。」

例2 許諾する場合

- ① :パンフレット等に、本業務の成果であるコラムやイラストを掲載する場合
以下の範囲に限り、納品物の利用を認めます。
目的 : 印刷物の掲出
印刷物の名称 : XXX
掲出期間 : XX 年 XX 月 XX 日から YY 年 YY 月 YY 日まで
印刷部数 : XXXX
- ② :WEB サイトに、本業務の成果である写真や文章を掲載する場合
以下の範囲に限り、納品物の利用を認めます。
目的 : 甲が運営する WEB サイトへの掲載
WEB サイトの名称 : XXXX
URL : https://...
掲載期間 : XX 年 XX 月 XX 日から YY 年 YY 月 YY 日まで

※3 規格・仕様について

- (1) 別に内容を詳細に記載した書面を交付している場合には、その旨を記載する。
例：○年○月○日付「型式 DLSS に関する仕様書」

- (2) 納品時のチェック項目リストがある場合には、その旨を記載する。

※4 納入方法・納入場所

1. 記載例

例1

甲の指定するウェブサーバー (<https://www.XXXX.com/YY/>) に PSD 形式でアッ

プロードすることによる

例2

電磁的記録媒体に doc 形式で記録し、当該電磁的記録媒体を、甲の本社 XX 課
へ持参することによる

例3

AI データで、甲の指定する電子メールアドレス (ABC@YYY.ne.jp) に添付する
方法による

2. 下請代金支払遅延等防止法の適用のある取引の場合、納入場所も記載する必要がある。

たとえば、例①の場合、指定するウェブサーバーの場所（ここでは、
<https://www.XXXX.com/YY/>）の記載が、また、例②の場合には、具体的に持参する場
所（ここでは、甲の本社 XX 課）の記載が必要となる。例③の場合には、電子メール
アドレス（ここでは、ABC@YYY.ne.jp）を記載すれば足りる。

もっとも、商品のサポートサービス業務のように、委託内容から場所の特定が不可
能な役務を委託する場合には、場所の記載をする必要はない。

※5 納期について

・役務を提供する場合で、1日だけでなく、相当期間に渡って提供するときには、
「委託期間 ○○年○○月○○日から○○年△△月△△日」
のように、役務を提供する期間を具体的に記入する。

※6 報酬の額について

(1) 単価表に従い、要した分だけ請求できるとする考えられる。

例1：

	作業内容	単価（1時間あたり）
1	作業 A	○○円（消費税等除く）
2	作業 B	○○円（消費税等除く）
3	作業 C	○○円（消費税等除く）

例2：

	担当者	単価（1時間あたり）
1	専門研究員 A	○○円（消費税等除く）
2	専門研究員 B	○○円（消費税等除く）
3	研究員補佐 C	○○円（消費税等除く）

例3：1字あたり○○円（消費税等除く）

(2) 知的財産権が発注内容に含まれる場合で、これを譲渡するときは、報酬には、作
業の対価のほか、著作権に関する対価も含めること。

例 1—1：報酬に含まれるとする場合

金〇〇円（うち、著作権に関する対価〇〇円）
(※いずれも消費税等を除く)

例 1—2：報酬に含まれるとする場合

金〇〇円（著作権に関する対価を含む）（消費税等除く）

例 2：報酬とは別に対価を要する場合

報酬 : 〇〇円（消費税等除く）
著作権に関する対価 : 〇〇円（消費税等除く）

(3) 知的財産権が発注内容に含まれる場合で、これの利用を許諾するときは、報酬には、作業の対価のほか、許諾の対価も含めること。

例 1：

報酬 : 〇〇円（消費税等除く）
許諾の対価（〇年〇月〇日～〇年〇月〇日までの利用）
: 〇〇円（消費税等除く）

例 2：

報酬 : 〇〇円（消費税等除く）
(〇年〇月〇日～〇年〇月〇日までの利用許諾の対価を含む)

※7 支払期日について

- 下請代金支払遅延等防止法が適用される取引の場合は、役務等を提供した日から 60 日を超えて支払期日を設定した場合違反になる点に注意すること。

(参考2)「文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けたガイドライン」に基づく契約書のひな形例

スタッフ業務（1項目抜粋）

別添

スタッフの制作や技術等に関する契約書のひな型例及び解説

- このひな型例及び解説は、発注者（公演、番組、映画等の創作者や主催者である事業者等）と個人で活動するスタッフ（公演、番組、映画等の制作、演出・文芸、技術等に携わる者）との間の制作や技術等に関する業務委託契約に関するものです。
- 文化芸術分野における取引の適正化等の観点から契約に必要な基本的事項を盛り込んでいる参考例です。文化芸術分野の取引は、分野、職種、案件等により、業務内容や期間等が様々であることから、個々の状況に合わせてご活用下さい（例えば、発注者がスタッフに継続的に業務を依頼する場合に、共通する事項を「基本契約」、公演日、場所、報酬等の個別の事項を「個別契約」（発注書）として契約する等）。
- 書面は、契約書、確認書、発注書など様々なものが考えられ、交付の方法も紙による交付に加え、メールやSNSのメッセージ等の電磁的記録によるものなどが考えられます。少なくとも契約が成立したこと、業務内容や報酬等の基本的な事項に関する記録を書面により残しておくことが重要です。
- なお、フリーランスと発注者等との契約等のトラブルについては、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口として、「フリーランス・トラブル110番」が設置されています。

ひな型例	解説
<p>(業務内容)</p> <p>第〇条</p> <p>1 (発注者)は、(スタッフ)に対し、次の〇〇〇〇に関する業務（以下「本業務」という。）を委託する。</p> <p>(1) 作品名（公演名、番組名、映画名等）：〇〇〇</p> <p>(2) 場所（会場、放送局等）：〇〇〇</p> <p>(3) 業務の内容及び期間</p> <p>【公演・撮影等】※本番 〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで 〇〇〇（具体的な業務の内容を記載）</p> <p>【稽古又はリハーサルがある場合】 稽古又はリハーサル開始日（時期） 【未定の事項がある場合】 〇〇〇（未定の事項及び未定の理由を記載）</p> <p>2 本業務のうち「未定」の事項については、概ね〇〇年〇月〇日頃までに（発注者）及び（スタッフ）が協議の上、決定し、（発注者）が（スタッフ）に対し書面で通知するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 業務内容について記載します。● 業務内容は、発注者及びスタッフがお互いに依頼内容を理解し、具体的に何をするのかや業務に従事する期間等が明確になるようできる限り具体的に記載します。● 業務の内容には、公演、映画撮影等の業務に加えて、稽古、リハーサル等の業務がある場合には、契約段階においてその時期を明確化しておく必要があります。● 具体的な業務内容を明確にできないものがある場合には、その内容が明確にならない理由や内容が明確になると見込まれる予定期日について契約書に記載し、明確にできる段階で、発注者とスタッフが十分な協議をした上で、速やかに業務内容を明確にできるようにしておきます。具体的な業務内容を明確にできないものがある場合について、下請法では、発注時に下請事業者の給付の内容等が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとされていること、その場合には、親事業者は、当該事項を定められない理由、当該事項を定めることとなる予定期日を発注時の書面に記載しなければならないとされている趣旨を踏まえ、ひな型においても記載することを求めています。（未定の理由の記載例：「公演名、公演期間は決まっているが、業務の内容が具体的に決定していないため」等）● 業務内容を特定するため必要に応じて、広告に関する契約の場合には、広告主名、その他の契約の場合には、放送局名、公演主催者名等を記載することも考えられます。● 創作物を作り上げていく中で業務内容を変更する必要が生じることも想定されます。業務内容の変更が生じた場合には、発注者と受注者が協議し、合意した変更内容について発注者が書面で通知する必要があります。

実演家の出演（1頁目抜粋）

実演家の出演に関する契約書のひな型例及び解説

- このひな型例及び解説は、発注者（公演、番組、映画等の制作者や主催者である事業者等）と個人で活動する実演家（公演、番組、映画等に出演する者）との間の出演に関する業務委託契約に関するものです。
- 文化芸術分野における取引の適正化等の観点から契約に必要な基本的事項を盛り込んでいる参考例です。文化芸術分野の取引は、分野、職種、案件等により、業務内容や期間等が様々であることから、個々の状況に合わせてご活用下さい（例えば、発注者が実演家に継続的に業務を依頼する場合に、共通する事項を「基本契約」、公演日、場所、報酬等の個別の事項を「個別契約」（発注書）として契約する等）。
- 書面は、契約書、確認書、発注書など様々なものが考えられ、交付の方法も紙による交付に加え、メールやSNSのメッセージ等の電磁的記録によるものなどが考えられます。少なくとも契約が成立したこと、業務内容や報酬等の基本的な事項に関する記録を書面により残しておくことが重要です。
- なお、フリーランスと発注者等との契約等のトラブルについては、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口として、「フリーランス・トラブル110番」が設置されています。

ひな型例	解説
<p>(業務内容)</p> <p>第〇条</p> <p>1 (発注者)は、(実演家)に対し、次に定める出演に関する業務（以下「出演業務」という。）を委託する。</p> <p>(1) 作品名（公演名、番組名、映画名等）：〇〇〇</p> <p>(2) 場所（出演会場、放送局等）：〇〇〇</p> <p>(3) 業務の内容及び期間</p> <p>【公演・撮影等】※本番</p> <p>〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで</p> <p>〇〇〇（具体的な業務の内容を記載）</p> <p>【稽古又はリハーサルがある場合】</p> <p>稽古又はリハーサル開始日（時期）</p> <p>【未定の事項がある場合】</p> <p>〇〇〇（未定の事項及び未定の理由を記載）</p> <p>2 出演業務のうち「未定」の事項については、概ね〇〇年〇月〇日頃までに(発注者)及び(実演家)が協議の上、決定し、(発注者)が(実演家)に対し書面で通知するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 業務内容について記載します。● 業務内容は、発注者及び実演家がお互いに依頼内容を理解し、具体的に何をするのかや業務に従事する期間等が明確になるようできる限り具体的に記載します。● 業務の内容には、公演、映画撮影等の業務に加えて、稽古、リハーサル等の業務がある場合には、契約段階においてその時期を明確化しておく必要があります。● 具体的な業務内容を明確にできないものがある場合には、その内容が明確にならない理由や内容が明確になると見込まれる予定期日について契約書に記載し、明確にすることができる段階で、発注者と実演家が十分な協議をした上で、速やかに業務内容を明確にできるようにしておきます。具体的な業務内容を明確にできないものがある場合について、下請法では、発注時に下請事業者の給付の内容等が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとされていること、その場合には、親事業者は、当該事項を定められない理由、当該事項を定めることとなる予定期日を発注時の書面に記載しなければならないとされている趣旨を踏まえ、ひな型においても記載することを求めています。（未定の理由の記載例：「公演名、公演期間は決まっているが、業務の内容が具体的に決定していないため」等）● 業務内容を特定するため必要に応じて、広告に関する出演契約の場合には、広告主名、その他の出演契約の場合には、放送局名、公演主催者名等を記載することも考えられます。● 創作物を作り上げていく中で業務内容を変更する必要が生じることも想定されます。業務内容の変更が生じた場合には、発注者と実演家が協議し、合意した変更内容について発注者が書面で通知する必要があります。

(対政府参考人)

4月27日 参・内閣委 井上 哲士 君

問4 (対政府参考人). 第5条第2項第1号について、成果物に関する著作権の譲渡や放棄を一方的に決めることもこれに当たるのか。

【注】

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1. 特定受託事業者の業務によっては、業務委託の成果物について著作権等の権利が生ずる場合があると考えられる。

2. 著作権のような「成果物に係る権利」について、特定受託事業者が権利を有するにもかかわらず、発注事業者が対価を配分しなかったり、その配分割合を一方的に定めたり、利用を制限することは、本法案第5条第2項第1号で禁止する「不当な経済上の利益の提供要請」に該当し、勧告等の対象になり得る。

3. 本法案を適切に執行し、「成果物に係る権利の一方的な取扱い」などの不利益行為の是正に取り組んでまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考1) フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月26日 内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）（抜粋）

第3 フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項

3 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型

(6) 役務の成果物に係る権利の一方的な取扱い

フリーランスが発注事業者に提供する役務の成果物によっては、フリーランスに当該役務の成果物に係る著作権等の一定の権利が発生する場合がある。この場合において、取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、自己との取引の過程で発生したこと又は役務の成果物に対して報酬を支払ったこと等を理由に、当該役務の成果物に係る権利の取扱いを一方的に決定する場合に、当該フリーランスに正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ロ・ハ）。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、自己のために役務の成果物に係る権利を提供させることによって、フリーランスの利益を不当に害する場合には、下請法第4条第2項第3号で禁止されている不当な経済上の利益の提供要請として問題となる。

（優越的地位の濫用として問題となり得る想定例）

- ・ 役務の成果物の二次利用について、フリーランスが著作権等を有するにもかかわらず、対価を配分しなかったり、その配分割合を一方的に定めたり、利用を制限すること。
- ・ フリーランスが著作権等の権利の譲渡を伴う契約を拒んでいるにもかかわらず、今後の取引を行わないことを示唆するなどして、当該権利の譲渡を余儀なくさせること。
- ・ 取引に伴い、フリーランスに著作権等の権利が発生・帰属する場合に、これらの権利が自己との取引の過程で得られたことを理由に、一方的に、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該権利を自己に譲渡させること。

(参考2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

第二条 ①～⑦ (略)

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～四 (略)

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 繼続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。口において同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六 (略)

(参考3) 下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百二十号）

(親事業者の遵守事項)

第四条 (略)

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一～二 (略)

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直させること。

（参考4）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

（特定業務委託事業者の遵守事項）

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
 - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
 - 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
 - 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。
 - 五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
 - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 井上 哲士 君

問5(対大臣). 特に出版関係の著作権や芸能従事者の著作隣接権の二次利用に関して、正当な対価なく譲渡させる、あるいは二次利用権を破棄させるなどの契約が横行している実態を踏まえれば、成果物に係る権利の一方的取り扱いを第5条の禁止行為に含めるのが適当だと考えるがどうか。

【注】

[REDACTED]

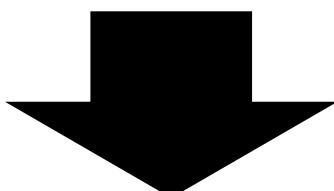
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1. (先程政府参考人から申し上げたとおり、) 発注事業者による「成果物に係る権利の一方的な取扱い」については、「不当な経済上の利益の提供要請(第5条第2項第1号)」に該当し、勧告等の対象になり得る。
2. 下請代金法においても、同様の扱いとされているものと承知している。
3. まずは、本法案を適切に執行することにより、「成果物に係る権利の一方的な取扱い」等の不利益行為の是正を図ることとしたい。



4. そのうえで、本法案附則の「検討規定」に基づき、本法案の措置によってフリーランスに係る取引の適正化が十分に図られているかどうか、第3条の書面で明示すべき事項の拡充の要否、第5条の禁止行為の拡充の要否も含め、施行後3年を目途に検討を行ってまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考1) フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン（令和3年3月26日 内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省）（抜粋）

第3 フリーランスと取引を行う事業者が遵守すべき事項

3 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法上問題となる行為類型

(6) 役務の成果物に係る権利の一方的な取扱い

フリーランスが発注事業者に提供する役務の成果物によっては、フリーランスに当該役務の成果物に係る著作権等の一定の権利が発生する場合がある。この場合において、取引上の地位がフリーランスに優越している発注事業者が、自己との取引の過程で発生したこと又は役務の成果物に対して報酬を支払ったこと等を理由に、当該役務の成果物に係る権利の取扱いを一方的に決定する場合に、当該フリーランスに正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる（独占禁止法第2条第9項第5号ロ・ハ）。

なお、下請法の規制の対象となる場合で、発注事業者がフリーランスに対して、自己のために役務の成果物に係る権利を提供させることによって、フリーランスの利益を不当に害する場合には、下請法第4条第2項第3号で禁止されている不当な経済上の利益の提供要請として問題となる。

（優越的地位の濫用として問題となり得る想定例）

- ・ 役務の成果物の二次利用について、フリーランスが著作権等を有するにもかかわらず、対価を配分しなかったり、その配分割合を一方的に定めたり、利用を制限すること。
- ・ フリーランスが著作権等の権利の譲渡を伴う契約を拒んでいるにもかかわらず、今後の取引を行わないことを示唆するなどして、当該権利の譲渡を余儀なくさせること。
- ・ 取引に伴い、フリーランスに著作権等の権利が発生・帰属する場合に、これらの権利が自己との取引の過程で得られたことを理由に、一方的に、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該権利を自己に譲渡させること。

(参考2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

第二条 ①～⑦ (略)

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～四 (略)

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 繼続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。口において同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六 (略)

(参考3) 下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百二十号）

(親事業者の遵守事項)

第四条 (略)

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一～二 (略)

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直させること。

(参考4) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

(特定業務委託事業者の遵守事項)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
 - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
 - 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
 - 四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。
 - 五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
- 2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
 - 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 井上 哲士 君

問6(対大臣). フリーランス・トラブル110番で相談に当たるメンバーについて、弁護士に加えて、フリーランスを支援する労働組合や関係団体等の参画も検討するべきではないか。

【注】

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

1. フリーランス・トラブル110番は、フリーランスの方が、取引上のトラブルについて、法的な観点からのアドバイスを受けるため、弁護士にワンストップで相談できる窓口として設置したものであり、これまでに1万件を超える相談に対応してきた。
2. フリーランス・トラブル110番での相談対応を行う弁護士は、取引法や労働法に精通した弁護士であり、さらに、
 - ・ フリーランスに関する取引上のトラブルについて、類型ごとに問題となる法律の解釈等を示した相談マニュアルに基づき対応を行うとともに、
 - ・ 相談対応を行う上で必要な知識や留意点について、経験を有する他の弁護士による研修を受講するなど、様々な業界のフリーランスの方から寄せられるトラブルについて、丁寧に相談対応に当たっている。



3. また、フリーランス・トラブル 110 番の相談者向けに行っているアンケートでは、相談者の約 8 割の方が、相談対応について満足したと回答しており、相談者に十分寄り添った対応となっている。
4. 法案の施行に向けて、まずはフリーランス・トラブル 110 番の体制を強化するとともに、ご指摘も踏まえ、相談対応を行う弁護士とフリーランス関連団体との間で、フリーランス取引の実態等について意見交換を行うなど、より実効的な相談対応ができるよう検討してまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室 参事官 堀 泰雄
連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

フリーランス・トラブル110番（令和2年11月設置）

フリーランスと発注者等とのトラブルとの契約等のトラブルについては、内閣官房・公正取引委員会・中小企業庁・厚生労働省で連携して、フリーランスの方が弁護士にワンストップで相談できる窓口（フリーランス・トラブル110番）を設置。



拡充 中小企業庁

フリーランスに対する相談支援等の環境整備事業（厚生労働省、公正取引委員会、

令和5年度当初予算額 143百万円（104百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- フリーランスとして働く方が安心して働ける環境を整備するため、関係省庁と連携し、成長戦略実行計画（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、「フリーランスガイドライン」を策定した。また、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、フリーランスと発注者等とのトラブルについて、弁護士にワンストップで相談できる窓口「フリーランス・トラブル110番」を令和2年11月に設置し、丁寧な相談対応に取り組んできた。
- 相談窓口におけるフリーランスからの相談件数が増加傾向にであることから、相談窓口の体制拡充やトラブル解決機能を向上させることで、引き続き迅速かつ丁寧な紛争解決の援助を行い、フリーランスとして働く方が安心して働く環境整備を図る。

2 事業の概要・スキーム等

【事業の概要】

フリーランスから、発注者等との間のトラブル等についての相談を受けるなど、紛争解決の援助を行う。

- ・ 弁護士による電話・メール相談の対応及び一般的な法律の説明だけでは解決できない場合の個別相談対応
- ・ 弁護士による発注者等に対する助言の実施
- ・ 和解あつせん人が相談者と相手方の話を聞いて、利害関係を調整したり、解決案を提示することで和解を目指す実施
- ・ 「フリーランスが安心して働く環境を整備するためのガイドライン」の周知
- ・ 【事業の拡充点】
- ・ 相談及び和解あつせんに対する助言、事務補助員増員
- ・ 弁護士による発注者等に対する助言の実施【新規】



3 実施主体

民間事業者等（委託事業）

4 事業実績

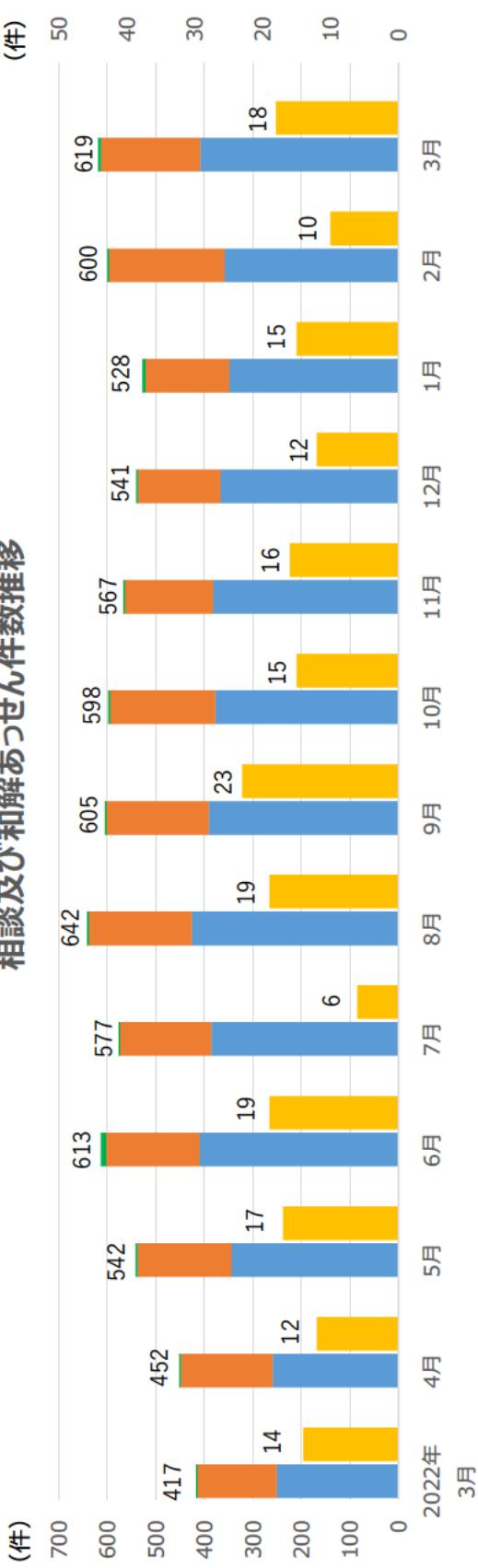
・ 令和3年度相談件数：4,072件
・ 和解あつせん受付件数：134件

フリーランス・トラブル110番

相談及び和解あつせん件数

● 令和5年3月の相談件数は619件。（令和4年度は計6884件（月570件程度））

相談及び和解あつせん件数推移



■一般相談（電話）件数 ■一般相談（メール）件数 ■高度相談（対面又はweb）件数 ■和解あつせん受付件数（右軸）

（参考）相談及び和解あつせん件数詳細 ※令和2年11月25日から事業開始。相談件数 /稼働日数 = ①・②計 / 単月の稼働日数

年月	①一般相談			②高度相談			和解あつせん			相談件数 /稼働日数
	電話	メール	①計	②高度相談	①・②計	受付	実施	和解 成立		
令和2年度※	765	501	1,266	66	1,332	22	3	0	-	-
令和3年度	2,571	1,466	4,037	35	4,072	134	89	24	-	-
令和5年 1月	349	173	522	6	528	15	14	1	27.8	
2月	359	238	597	3	600	10	13	5	31.6	
3月	409	204	613	6	619	18	14	7	28.1	
令和4年度	4,460	2,371	6,831	53	6,884	182	163	38	-	-
計	7,796	4,338	12,134	154	12,288	338	255	62		

(参考4：フリーランス・トラブル110番相談実績)

フリーランス・トラブル110番

相談窓口の利用満足度

- 「とても満足」「満足」で約8割。

※N=7,635（令和2年11月～令和5年3月の相談のうち、アンケート回答7,635件の結果。）

